

## 協力医療機関との連携体制の構築について（令和6年度介護報酬改定関係）

### 1 概要

介護保険施設等について、施設内で対応可能な医療の範囲を超えた場合に、協力医療機関との連携の下でより適切な対応を行う体制を確保する観点から、在宅医療を担う医療機関や在宅医療を支援する地域の医療機関等と実効性のある連携体制を構築するため、協力医療機関に関する基準が改められました。介護保険施設等におかれましては、以下を確認いただき基準の遵守をお願いします。

令和5年度以前

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関を定めておかなければならない

基準1は令和9年4月1日から（現在は経過措置期間中）、基準2は令和6年4月1日から

基準1 ①	入所者の病状が急変した場合等に、医師又は看護職員が相談対応を行う体制を常時確保しなければならない
②	施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を常時確保しなければならない
③	入所者の病状が急変した場合等に、施設の配置医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保しなければならない
基準2	<p><b>1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状の急変が生じた場合等の対応を確認</b>するとともに、当該協力医療機関の名称等について、当該事業所の指定を行った自治体に提出しなければならない。</p> <p>※要件を満たす協力医療機関を確保できていない場合は、経過措置期間中に確保する計画を提出しなければならない。</p>

### 2 施設種別ごとの適用関係

	介護老人福祉施設 (地域密着型含む)	介護老人保健施設	介護医療院	養護老人ホーム	特定施設入居者生活介護 (地域密着型含む)	認知症対応型共同生活介護	軽費老人ホーム
基準1-①	○	○	○	○	努力義務	努力義務	努力義務
基準1-②	○	○	○	○	努力義務	努力義務	努力義務
基準1-③	○	○	○	○	-	-	-
基準2	○	○	○	○	○	○	○

### 3 本市の状況（R7.3.31 現在、対象施設は265か所）

#### （1）協力医療機関と連携していると回答した施設の割合

- ・基準1-①： 87.9%（努力義務施設を含む）
- ・基準1-②： 74.3%（努力義務施設を含む）
- ・基準1-③： 81.2%

#### （2）国が例示する医療機関※と連携している施設の割合

- ・基準1-①： 68.3%（努力義務施設を含む）
- ・基準1-②： 57.7%（努力義務施設を含む）
- ・基準1-③： 45.9%

<国が例示する医療機関>

連携する医療機関は、在宅療養支援病院や在宅療養支援診療所、地域包括ケア病棟（200床未満）を持つ医療機関、在宅療養後方支援病院等の在宅医療を支援する地域の医療機関（以下、在宅療養支援病院等）と連携を行うことを想定。

#### 4 協力医療機関に関する届出について

1年に1回以上、協力医療機関と入居者の急変時等の対応を確認し、当該医療機関の名称や当該医療機関との取り決めの内容等を指定権者に届け出る必要があります。詳細は下記の千葉市ホームページ「協力医療機関に関する届出」をご覧ください

- ・ 千葉市ホームページ「協力医療機関に関する届出」  
<https://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/kaigohokenjigyo/kyouryokuiryoukikann.html>